

第 13 号議案

他の普通地方公共団体の公の施設を豊後大野市の住民の利用に供させること
に関する協議について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 2 項の規定に基づき、次のとおり大分市、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、由布市及び日出町の公の施設を豊後大野市の住民の利用に供させる。

令和 5 年 2 月 20 日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏

1 利用に供させる公の施設の名称及び所在地 次の表のとおり

大分市

| 名称 | 所在地 |
|-------------------|--------------------|
| 大分市民図書館 | 大分市金池南一丁目 5 番 1 号 |
| 大分市民図書館コンパルホール分館 | 大分市府内町一丁目 5 番 38 号 |
| 大分市鶴崎市民行政センター 図書室 | 大分市東鶴崎一丁目 2 番 3 号 |
| 大分市植田市民行政センター 図書室 | 大分市大字玉沢 743 番地の 2 |

別府市

| 名称 | 所在地 |
|---------|----------------|
| 別府市立図書館 | 別府市千代町 1 番 8 号 |

臼杵市

| 名称 | 所在地 |
|---------------|--------------------|
| 臼杵市立臼杵図書館 | 臼杵市大字臼杵 6 番地の 16 |
| 荘田平五郎記念こども図書館 | 臼杵市大字臼杵 5 番地の 1 |
| 臼杵市立臼杵図書館野津分館 | 臼杵市野津町大字野津市 184 番地 |

津久見市

| 名称 | 所在地 |
|----------|------------------|
| 津久見市民図書館 | 津久見市大友町 5 番 15 号 |

竹田市

| 名称 | 所在地 |
|---------|-----------------|
| 竹田市立図書館 | 竹田市大字竹田 1979 番地 |

由布市

| 名称 | 所在地 |
|--------------|---------------------|
| 由布市立図書館 | 由布市挾間町挾間 104 番地 1 |
| 由布市立図書館庄内分館 | 由布市庄内町大龍 1400 番地 |
| 由布市立図書館湯布院分館 | 由布市湯布院町川上 3738 番地 1 |

日出町

| 名称 | 所在地 |
|---------|---------------|
| 日出町立図書館 | 日出町 3244 番地 1 |

2 利用に供させる方法

利用に供させる公の施設に関する条例、規則等の定めるところによる。

3 経費の負担

相互利用の実施のために要する相互利用施設の運営、管理等に係る費用は、当該相互利用施設を設置する市町が負担する。

提案理由

大分都市広域圏を形成している大分市、別府市、臼杵市、津久見市、竹田市、由布市及び日出町の公の施設の一部を豊後大野市の住民の利用に供させたく、この案を提出するものである。